

令和9年度コミュニティ助成事業実施要綱（要旨抜粋）

第1 趣旨

一般財団法人 自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）は、宝くじの社会貢献広報事業として、この要綱の定めるところにより、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するものとする。

第2 助成事業

1. コミュニティ助成事業は、次の各事業とする。

（1）一般コミュニティ助成事業

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業。

2. 前項の各事業は、次の要件を満たすものとする。

（1）宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できるもの。

（2）国の補助金及び地方債を充当していないもの。

（3）令和9年4月1日以降に実施し、翌年3月31日までに完了するもの。

（4）原則として、短期間に消費若しくは破損するような施設又は設備等の整備でないもの。

第4 助成事業の実施主体

1. 事業実施主体は、次のとおりとする。

（1）一般コミュニティ助成事業

市（区）町村又は市（区）町村が認めるコミュニティ組織

※補足：東広島市が認めるコミュニティ組織として、住民自治協議会を対象とします。

2. 事業実施主体1団体あたり、申請は1件に限るものとする。

※補足：住民自治協議会1団体あたり、1申請に限ります。

第5 助成金

助成金は、1件につき次の額で10万円単位（10万円未満を切り捨て）とする。

1. 一般コミュニティ助成事業

100万円から250万円まで

※補足：例）総額252万円の事業であれば、250万円の助成金と2万円の地元負担金となります。

第6 助成対象経費

1. 助成対象経費は、事業の実施に要する経費の総額以内の額とする。ただし、事業実施主体が負担金等を徴する場合には、総額から負担金等の収入を控除した額以内とする。
2. 次のものは助成対象外の経費とする。
 - (1) 土地の取得及び造成、既存の施設又は設備等の修理、修繕、撤去及び解体処理、外構工事に要する費用。
 - (2) ソフト事業における、事業実施主体の経常的経費、他用途に転用可能な備品や消耗品の購入経費、工事を伴う施設整備等の経費、食糧費。

第7 宝くじの社会貢献広報

1. 宝くじの受託事業収入を財源として助成されることから、事業で整備する施設又は設備等、若しくは実施するイベント等ソフト事業のポスターやチラシ及び看板等に、宝くじの広報表示を行うものとする。なお、表示にかかる経費は助成対象とする。

※補足：一般コミュニティ助成事業においては、備品へ宝くじマーク（シール等）の貼り付けを行うものとし、シール等作成に係る経費は助成対象となります。

第9 助成の決定

1. 自治総合センター理事長は、助成申請書を受理した後、内容を確認し、助成の対象及び助成額を決定するものとする。

第12 その他

この要綱に定めのない事項については、理事長が別に定めるものとする。